

令和8年度 役員、評議員一覧

役職名	氏名	選任条項
理事長	石川博敏	14-2
理事	上野 景昭	7-1-2
	松本三喜雄	7-1-2
	藤井 章生	7-1-2
	中山 潔	7-1-2
	出田敬太郎	7-1-2
	福田千鶴男	7-1-2
	谷口晋平	7-1-1

監事	古荘 善啓	22-1
	竹内 信也	22-1

評議員	千場 正昭	31-1-3
	浅井 優助	31-1-3
	後藤 延博	31-1-3
	平野 恵子	31-1-2
	上田 裕子	31-1-2
	竹内 大善	31-1-2
	本田 祐樹	31-1-2
	土屋 博昭	31-1-1
	添田由美子	31-1-3
	高村恒子	31-1-2

(令和7年5月28日)

任期 令和7年5月28日以降3年以内に終了する会計年度のうち最終のもの
に関する定時評議員会の終結の時まで

役員・評議員の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人泉心学園(以下「この法人」という。)の寄附行為第35条に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)役員・評議員の報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益である。この役員・評議員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (3)費用とは、役員・評議員としての職務執行に伴い生じる経費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 報酬の支給は理事長のみとし、他の役員・評議員には支給しない。報酬額は評議員の意見を聴いたうえで理事会において決定する。

理事長報酬 月額30万円 支給日は職員と同日とする。

(費用)

第4条 役員・評議員が職務の執行に当たって旅費を要する場合は、その実費を支給する。

- 2 役員・評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 役員(理事長、校長を除く)評議員が理事会・評議員会に出席するときは、交通費1万円を支給する。

(費用の支給方法)

第5条 費用は都度支払うものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、令和7年4月1日より施行する。